

令和5年11月16日

一般社団法人 新潟県経営者協会
会長 殖粟 道郎 殿

長時間労働削減を始めとする働き方の見直しに向けた 取組に関する要請書

過労死等防止対策推進法（平成26年法律第100号）においては、11月を「過労死等防止啓発月間」と定めており、過労死等防止のための集中的な啓発を行うこととされています。

また、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成30年法律第71号）により、時間外労働の上限規制が罰則付きで規定され、平成31年4月1日（中小企業は令和2年4月1日）から適用されていますが、現在、適用が猶予されている建設事業、自動車運転の業務、医師等についても、令和6年4月1日から上限規制が適用されることとなります。

このような状況の中、新潟県内における年間総実労働時間（令和4年、事業所規模5人、パートタイム労働者を含む）は1,680時間（全国1,633時間）であり、依然として全国に比べ労働時間が長い実態が認められます。

このようなことから、新潟労働局では、昨年に引き続き、当該月間中、長時間労働の削減を始めとする働き方の見直しに向けた取組を推進するため、過労死等防止対策推進シンポジウムや「過重労働解消キャンペーン」などの取組により、集中的な周知啓発等を行うこととしています。

貴団体におかれましては、これまでも、働き方改革に関する周知啓発に格別の御協力を賜ってきたところですが、改めてこの取組の趣旨を御理解いただき、傘下団体・企業等に対する周知啓発に向けて御協力をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

1 働き方の見直しに向けた取組を進めるためには、長時間労働を前提とし

た労働慣行からの脱却を図るとともに、年次有給休暇を取得しやすい雰囲気醸成するための取組等を積極的に行っていただくこと。

(具体的な取組例)

- ・ 経営トップによるメッセージの発信
- ・ 勤務間インターバル制度、フレックスタイム制、テレワーク、年次有給休暇の計画的付与制度、時間単位の年次有給休暇制度などの導入
- ・ ノー残業デーの設定
- ・ 年次有給休暇の取得による連休の実現（プラスワン休暇）等

2 時間外労働の上限規制が適用猶予されている事業・業務については、その適用に向けて、時間外労働の一層の削減に努めるなど、準備を着実に進めていただくこと。

また、物流事業者や建設事業者以外の事業者においても、荷主となる場合には、長時間の恒常的な荷待ちを発生させないよう努めること、建設工事の発注者となる場合には、適正な工期設定となるよう考慮すること。

3 令和5年4月1日からの、中小企業における月 60 時間を超える時間外労働に対する割増賃金率の引上げへの対応も含め、時間外労働に対する割増賃金を適正に支払っていただくこと。

4 自社の働き方改革等により、下請等中小事業者に適正なコスト負担を伴わない短納期発注や発注内容の頻繁な変更などの「しわ寄せ」を生じさせることのないよう取引上必要な配慮を行うこと。

また、中小企業等が賃上げの原資を確保できるよう、取引事業者全体のパートナーシップにより、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分を適切に転嫁できるよう取り組んでいただくこと。

新潟労働局長

